

(氏名) 梅島 修	(学部) 経済学部
<p>1 重要事項</p> <p>(1) 学術論文：米国セーフガード措置 16 年ぶりの挑戦 国際商事法務 (2018 年 3 月号) 46 巻 3 号 369-375 頁 内容：米国が 16 年ぶりに発動した太陽電池セル・ジュール及び大型家庭用洗濯機の 2 件のセーフガード措置について、その概要を紹介するとともに、WTO セーフガード協定との整合性について検討した。</p> <p>(2) 学術論文：中国産品輸入に対する AD 税賦課：中国 WTO 加盟議定書 15 条 a 項 ii 号の失効の意味と対応策 掲載：経済産業研究所、ウェブ 2017 年 7 月公表 (RIETI Discussion Paper Series 17-J-041) https://www.rieti.go.jp/publications/summary/17070002.html、https://www.rieti.go.jp/publications/dp/17j041.pdf、 https://www.rieti.go.jp/publications/nts/17j041.html 内容：中国は、WTO 加盟時に中国産品のアンチダンピング税（「AD 税」）の認定方法として非市場経済方式を適用することを認めたが、かかる適用を認めた中国 WTO 加盟議定書第 15 条 a 項のうち ii 号が 2016 年 12 月 11 日をもって失効したことによる、中国産品に課する AD 税への影響と対応策を検討したものである。 輸入国は、非市場経済方式を適用することにより市場経済国産品に対する AD 税率に比して大幅に高い AD 税を広範な中国産品に課し、国内産業を保護してきた。このため、ii 号失効後も当該適用が認められるかは重大な問題である。失効後は、輸入国側が国内法令等に定めた基準に従って中国生産者が非市場経済の状況にあると立証した場合に非市場経済方式を適用することができるとの解釈が適切であろう。ただし、かかる基準は中国の WTO 加盟時に定められているべきである。 中国は本件を WTO 提訴しているが、市場経済方式に基づいて認定せざるを得ないこととなっても、一定の場合、AD 協定の「特殊な市場状況」規定の範囲内で構成価額を用いた非市場経済方式に類似した方法を適用することは可能であると思われる</p> <p>(3) 学術論文：米国の韓国産家庭用大型洗濯機に対するアンチダンピング関税及び相殺関税 21.5 条パネル・上級委員会報告 (WT/DS464/RW, WT/DS464/AB/RW) 掲載：経済産業省ウェブ 2017 年 4 月公表 (http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/ds/panel/pdf/16-4.pdf) 内容：米国商務省が韓国産家庭用大型洗濯機に対するアンチダンピング当初調査において行ったターゲットダンピングの、WTO・AD 協定 2.4.2 条第 2 文整合性、同相殺関税調査における地域特定性のなどの問題について審理した WTO パネル・上級委員会報告について概要を報告し、解説をおこなったもの。</p> <p>(4) 学術論文：TPP コメントール 7 「第 6 章 貿易上の救済」 掲載：貿易と関税 2017 年 4 月号 62-74 頁 内容：TPP 第 6 章「貿易上の救済」は、次の 2 節 8 条と附属書 6-A からなる。本稿では、それら条項の概要を説明するとともに、WTO セーフガード協定、日本が TPP 締約国と締結した EPA、米国が TPP 締約国と締結した二国間 FTA と比較して、特徴を解説した。</p> <p>(5) 学術論文：WTO アンチダンピング等最新判例解説② ターゲットダンピングの認定・補助金の特定性と配賦～United States – Ant-dumping and Countervailing</p>	

Measures on Large Residential Washers from Kore (WT/DS464/R, WT/DS464/AB/R)~

掲載：国際商事法務（2017年4月号）45巻4号（2017）548-557頁

内容：論題記載のWTO紛争におけるターゲットダンピングの認定・補助金の特定性と配賦について簡潔にまとめ、争点について解説した。

(6) 国際経済法学会研究大会報告：米国トランプ政権の通商政策と日本の対応

報告日（学会開催日）：2017年10月15日

内容：米国トランプ政権の通商政策の全体像とその構成要素（国・地域別政策、分野別政策）を明らかにし、それが現行の国際通商法秩序の下でどのように評価されるかを検討した。さらに、トランプ政権の通商政策に対して日本がとるべき対応を、レベル別（WTOレベル、広域FTAレベル、二国間レベル）、分野別に考察した。

2 その他の事項

(1) 【座談会】TPPの意義と課題—トランプ政権のTPP離脱声明を受けて

掲載：貿易と関税 2017年9月号 2-19頁

内容：TPPはこの先どうなるのか？日本はアジア太平洋における貿易・投資の自由化に向けて今後どのように取り組んでいくべきか？ TPPの意義と課題を再確認するとともに、アメリカのトランプ政権の通商政策の動向を展望し、日本の通商政策の課題について論じた。

共著者氏名：中川淳司、岸本浩、梅島修、菅原淳一、福永友夏、松下満雄、宮崎千秋

(2) 学術論文：中国を非市場経済と認定する必要性とWTO協定整合性

掲載：国際商事法務（2017年11月号）45巻11号 1582-1586頁

内容：米国、EU、カナダは、中国産品輸入に対して輸入制限措置の一つであるアンチダンピング（AD）措置を課すに際し、中国を非市場経済（以下「NME」）と扱っている。わが国も、中国産品に対するAD調査ではNME計算法によりダンピングマージンを計算し、AD関税率を設定している他方、NME計算法の適用は中国WTO加盟議定書第15条において認められているが、その一部条項は2016年12月10日をもって失効した。中国は、当該失効を根拠として、もはや中国をNMEと扱うことはできないと主張している。以上の状況から、本稿は、中国をNMEとして扱うことの輸入国側の重要性を概観した後、WTO協定上、今後も中国をNMEと扱ってAD措置を課すことが認められるか検討したものである。

3 次年度以降の計画・抱負

国際経済法・貿易救済措置に関する研究を行い、論文を発表する。